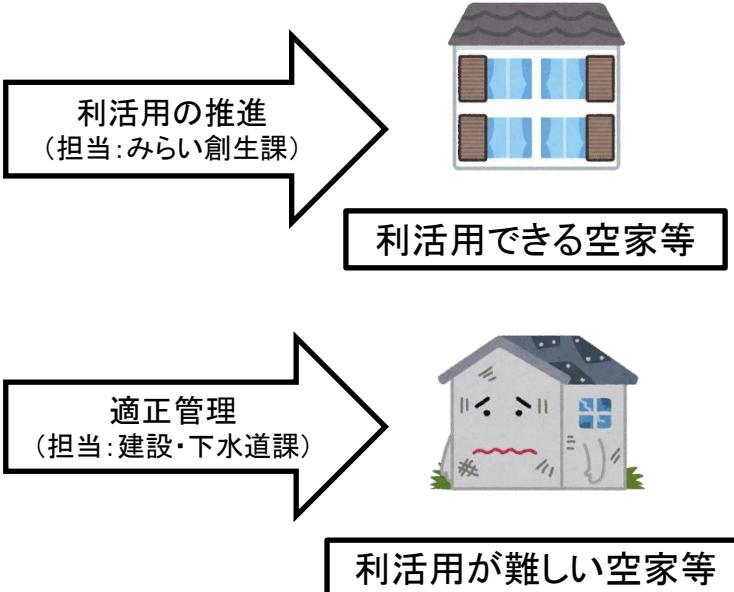


# 愛荘町空家等対策協議会について

# 愛荘町の空家等の対策について

- 空家等の問題は物件所有者だけの問題ではなく、防災、衛生、景観等多岐にわたる問題です。
- 愛荘町では平成29年度より「愛荘町空家等対策協議会(法定協議会)」を設置し、空家等の対策を総合的に推進しています。
- 本協議会では、地域住民、商工会、金融機関、建築士会等、多様なバックグラウンドを持った方々にご参画いただき、対策方針について多面的な議論を進めています。

## 愛荘町空家等対策計画 (設置・運営・見直し)



- ・空き家バンクの運営
- ・利活用にかかる周知、広報
- ・補助制度等の設置、運用 等

- ・適正管理にかかる周知、広報
- ・特定空家の認定等にかかる事務
- ・愛荘町空家等の適正管理に関する条例の運営
- ・空家解体補助金の検討 等

# 愛荘町空家等対策協議会について

- 国では、空家等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）」を制定し、その中で市町村に対して空家等対策計画」を制定し空き家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するよう求めました。
- 町では、同法を受け、平成29年3月に「空家等対策協議会条例（平成29年愛荘町条例第3号）」を制定し、愛荘町空家等対策協議会を設置・運営し対策を進めてきました。

## 【所掌事務】

- |                           |                          |
|---------------------------|--------------------------|
| (ア) 空家等対策計画の作成および変更に関すること | (イ) 空家等の利活用の促進に関すること     |
| (ウ) 特定空家等の認定および措置に関すること   | (エ) その他協議会において必要と認められる事項 |

今年度  
検討項目

- 空家解体補助金に関すること  
(仮称)愛荘町管理不全空家等除却補助金  
管理不全な空家の除去を支援するための補助金創設に関する検討・協議
- 管理不全空家等の認定基準策定  
現在の特定空き家の基準に追加する形で検討する

※例年は3回程度の開催を予定。

※ただし、緊急に特定空家に認定する必要がある物件があれば適宜開催。